

「子どもの体験奨学金 ハロカル(墨田エリア)」
2026年度新規利用者募集要項

■内 容

「ハロカル」とは、“ハローカルチャー & ローカル”から名付けたプロジェクトです。対象者には、スポーツ・文化・体験活動等の受講料等に利用できる奨学金(ポイント)を提供します。

■対象者

対象者は、次の5点の要件をすべて満たす方とします。

- (1) 申込日時点で、東京都墨田区に住んでいること
- (2) お子様は小学1年生から5年生、又は2026年4月に小学校に進級する予定※であること
※申込日時点で年長のお子様(2026年4月に小学校に進級予定)も申込の対象です。
- (3) 申込日時点で、次のいずれかにあてはまること
ア「生活保護」の適用を受けている
イ「児童扶養手当」の支給を受けている ※「児童扶養手当」は、「児童手当」とは異なります
ウ 保護者が、年金等受給により児童扶養手当が減額・停止されている
- (4) 利用決定後、運営事務局と親子面談及びLINEやメールでのやり取りができること
- (5) 運営事務局が実施するアンケートやヒアリング調査に協力できること

■定 員

40名程度

※定員を超えたご応募があった場合、経済状況等による審査や抽選で利用者を決定します。

■申込期限

2026年3月29日(日)

※決定通知は、2026年5月7日(木)までにメールにて通知します。

■ポイント提供方法

奨学金は、オンラインで利用できるポイント形式で提供します。保護者のスマートフォン等で、インターネットに接続して利用します。インターネット接続機器をお持ちでない場合は、申し込みフォームのチェック欄にチェックを付けてください。

■ポイント利用期間・提供額

ポイントの利用期間、提供額は次の通りです。

利用期間	提供額
2026年4月1日～2027年3月31日	100,000円分

■ポイントの利用先

ポイント利用先として登録されたスポーツ・文化・体験活動(習い事やクラブ活動、キャンプやイベント等)に参加するための費用として利用することができます。利用者の皆様が参加したい教室や活動のご意向を伺ったうえで、ポイント利用先としての登録交渉を行います。ポイントを利用できる活動の分野は以下の通りです。

<ポイント利用先の活動分野一覧>

スポーツ・運動	球技、水泳、武道・格闘技、ダンス・バレエ・舞踏、体操、陸上競技等
文化・芸術活動	音楽、アート・造形・工作、演劇・ミュージカル、外国文化(語学教室・英会話を除く)、習字・書道、料理、科学・プログラミング等
体験活動	キャンプ・自然体験、社会体験・職業体験・キャリア教育、レクリエーション等

※学習塾や語学教室(英会話等)、オンライン講座等はポイントの利用対象としていません。

※現在のポイント利用先の一覧は以下のWEBサイトより検索いただけます。

<https://search.cfc.or.jp/hcl9>

■ポイント利用先の新規登録リクエスト

ポイントの利用先は随時拡大予定です。現在、登録されていない教室も皆様からのリクエストに応じて登録の交渉を行います。

ただし、地域に根差して活動する教室が利用先の対象となるため、大手や全国チェーンの教室等、登録対象とならない場合があります。予めご了承ください。

※リクエスト先に登録の依頼を行うか否かは、運営事務局にて判断させていただきます。

※依頼の結果、ポイント利用先の登録に至らない場合がございます。また、依頼から登録完了まで1ヶ月ほどお時間をいただく場合があります。

■その他留意事項

・当法人としては、本奨学金(ポイント)の利用は、生活保護の収入として認定されないという見解ですが、生活保護世帯の方は、あらかじめ担当のケースワーカーに相談し、収入認定の有無についてご確認をお願いいたします。

■申込み手順

次の手順でお申込みください。

ステップ1 証明書類の準備	<p>次のいずれかの証明書類を準備してください。お手元がない場合は、お住まいの市区町村の役所にお問合わせください。 ※証明書類に不備がないようご注意ください。</p> <p>ア 生活保護世帯の方 <u>生活保護受給証明書</u> ・2025年12月1日以降に発行されたもの ・保護者、お子様の氏名が記載されているもの</p> <p>イ 児童扶養手当受給世帯の方 <u>児童扶養手当証書</u> ・有効期限が令和8年中のもの ・保護者氏名、住所、支給額、有効期限が確認できるもの</p> <p>ウ 年金等受給により児童扶養手当が減額・停止されている方 <u>世帯全員分の住民票</u> ・2025年12月1日以降に発行されたもの ・マイナンバーの記載がないもの <u>令和7年度(令和6年分)課税証明書</u> (課税・非課税証明書、所得証明書など自治体により名称が異なります) ・2025年1月1日にお住まいの市区町村から発行されたもの ・住民票に記載の20歳以上(※)の世帯員全員分を提出してください (所得がない世帯員の分も必要です 例:20歳を超えた子ども、祖父母など) ※2026年3月31日時点で20歳以上の方 <u>年金受給がわかる書類</u> ・年金証書(決定通知書・認定通知書)、年金額改定通知書、年金振込通知書 など ・受給者(保護者)氏名、年金の金額が記載されているもの ・最新のものをご提出ください。</p>
------------------	---

ステップ2 WEB申込み 2026年3月29日まで	<p>QRコードから申込みフォームにアクセスし、申込みをしてください。スマートフォン等のカメラでステップ1の証明書類の写真を撮って、アップロードしていただきます。 ※申込み完了後、auto-reply@formzu.com から受付完了メールが届きます。 ※個人情報は、プライバシーポリシーに従い、厳重に管理します。</p>  <p>https://ws.formzu.net/dist/S4979689/</p>
---------------------------------	--

ステップ3 結果のお知らせ	結果は、2026年5月7日(木)までに、申込み者全員にメールにて通知します。
------------------	--

■実施主体

主催：公益社団法人チャンス・フォー・チルドレン

■お問い合わせ

公益社団法人チャンス・フォー・チルドレン
TEL: 03-5858-6090(平日13:00 ~ 18:00)
URL: <https://www.cfc.or.jp/>
E-mail: hc_tokyo@cfc.or.jp